

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	川 崎 町

川崎町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 川崎町農林課
所 在 地 宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁
1 7 5 - 1
電 話 番 号 0 2 2 4 - 8 4 - 2 3 0 4
F A X 番 号 0 2 2 4 - 8 4 - 5 8 2 1
メールアドレス nourin@town.kawasaki.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ・ニホンジカ・カワウ・カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・カルガモ
計画期間	令和7年度～9年度
対象地域	川崎町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻、豆類、雑穀、いも類	被害面積 214a 被害額 1,939千円
ニホンザル	野菜、豆類、いも類	被害面積 36a 被害額 441千円
ツキノワグマ	飼料作物	被害面積 20a 被害額 70千円
ニホンジカ	水稻	被害面積 10a 被害額 104千円
カワウ	魚類	被害額 700千円
カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	—	—
カルガモ	—	—
合計		被害面積 280a 被害額 3,254千円

(2) 被害の傾向

①イノシシ
山林に隣接した農地を中心に、町内全域において被害が発生している。バレイショ、水稻、野菜等が主な被害作物となっている。さらに、農地の湖畔、法面、水路、ため池等の農地関連施設、学校の校庭、民家の敷地内、ゴルフ場のグリーンなどでの掘り返しも多く発生しており、生活被害も拡大している。

②ニホンザル

町内の本砂金・今宿・青根・前川地区において、頻繁に出没し、野菜、豆類、雑穀を中心に被害が拡大している。

生息状況調査を実施し、群れの位置情報を把握しているが、近年、群れ数の増加及び遊動域の拡大により、農作物被害の拡大が懸念されている。また、自家消費の農作物について被害が増加している。

③ツキノワグマ

町内全域において出没しており、主にデントコーンの被害があり、年によって被害は様々である。農作物以外においては養蜂、養魚への被害が発生、拡大している。

④ニホンジカ

町内の前川地区において出没件数が多く、水稻の被害が発生しており、今後の被害拡大が懸念される。また、農作物のほか、杉の皮剥ぎ被害が確認されており、林業部門においても早期の被害対策が重要となっている。

⑤カワウ

養鱒場内においてニジマスの食害が増加しており、今後の被害拡大が懸念される。

また、放流した稚魚の食害も発生している。

⑥カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）

農作物被害を未然に防止する観点から、町内全域で被害発生のおそれがある4月から10月にかけて春、秋の予察捕獲を実施している。水稻、そば、大豆等の移植・播種・収穫時期に一斉捕獲を実施することで、農作物被害を未然に防止する。

⑦カルガモ

カラスに加えカルガモについても、水稻の被害を未然に防止する観点から、町内全域で被害発生のおそれがある4月から10月にかけて春、秋の予察捕獲を実施している。

（3）被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	被害面積 214a	被害面積 150a
	被害額 1,939千円	被害額 1,357千円
ニホンザル	被害面積 36a	被害面積 25a
	被害額 441千円	被害額 309千円
ツキノワグマ	被害面積 20a	被害面積 14a
	被害額 70千円	被害額 49千円
ニホンジカ	被害面積 10a	被害面積 7a
	被害額 104千円	被害額 73千円

カワウ	被害額 700千円	被害額 490千円
カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	被害面積 0a 被害額 0千円	被害面積 0a 被害額 0千円
カルガモ	被害面積 0a 被害額 0千円	被害面積 0a 被害額 0千円
合計	被害面積 280a 被害額 3,254千円	被害面積 196a 被害額 2,278千円

※目標値は現状値の70%

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・イノシシについては、川崎町鳥獣被害対策実施隊によりわな、銃器による捕獲を実施している。 ・ニホンザルについては、川崎町鳥獣被害対策実施隊により、わな、銃器による捕獲及び追い払いを実施している。 ・ツキノワグマについては、宮城県の許可を受け、川崎町鳥獣被害対策実施隊により箱わなによる捕獲を実施している。 ・ニホンジカについては、川崎町鳥獣被害対策実施隊によりわな、銃器による捕獲を実施している。 ・カワウについては、宮城県の許可を受け、川崎町鳥獣被害対策実施隊により銃器による捕獲を実施している。 ・カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）及びカルガモについては、春、秋の予察捕獲を実施している。	・実施隊員の高齢化が進み、新たな担い手の確保、育成を早急に図る必要がある。また、生産者による電気柵等の設置、地域住民による追い払い、情報連絡など地域一体の協力体制の構築が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・被害農家による、電気柵等による被害防除を実施している。 ・町単独事業による電気柵等への設置助成をしている。 ・被害農家による花火を用いた追	・農家の高齢化や後継者不足が進んでおり、電気柵等の設置を地域一体となって取組むことが必要である。

	い払いを実施している。	
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・放任果樹の除去を行うよう、被害防除の指導を実施している。	・有害鳥獣による農地や生活エリアへの接近を防ぐため、放任果樹の除去、緩衝帯の整備及び設置が必要である。

(5) 今後の取組方針

農林漁業者自ら狩猟免許の取得を推進する。捕獲方法について、従来の方法に加え、ＩＣＴ等を活用した新たな捕獲方法を検討し、更なる捕獲強化を目指す。

また、地域ぐるみによる侵入防止柵設置に対し支援を行い農作物被害の減少を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

川崎町鳥獣被害対策実施隊により対象鳥獣の捕獲に従事する。

ツキノワグマ及びニホンザル等の捕獲において、危険を回避するため一定の距離をとることから、必要に応じてライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 7	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ カワウ カラス（ハシブ トガラス、ハシ ボソガラス） カルガモ	・電気柵等の設置助成及び推進 ・生息状況調査 ・狩猟免許取得に係る経費の補助 ・新たな捕獲方法による更なる捕獲強化 ・銃器による捕獲及び花火を用いた追い払い
R 8	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ カワウ カラス（ハシブ トガラス、ハシ ボソガラス） カルガモ	・電気柵等の設置助成及び推進 ・生息状況調査 ・狩猟免許取得に係る経費の補助 ・新たな捕獲方法による更なる捕獲強化 ・銃器による捕獲及び花火を用いた追い払い

R 9	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ カワウ カラス（ハシブ トガラス、ハシ ボソガラス） カルガモ	・電気柵等の設置助成及び推進 ・生息状況調査 ・狩猟免許取得に係る経費の補助 ・新たな捕獲方法による更なる捕獲強化 ・銃器による捕獲及び花火を用いた追い払い
-----	---	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年、農業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備し、捕獲活動を強化した捕獲計画数等を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	400	400	400
ニホンザル	150	100	100
ツキノワグマ	被害発生毎に宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づく許可により捕獲を実施する。		
ニホンジカ	10	10	10
カワウ	被害発生毎に宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づく許可により捕獲を実施する。		
カラス（ハシブ トガラス、ハシ ボソガラス）	100	100	100
カルガモ	100	100	100

捕獲等の取組内容
・イノシシ及びニホンジカは、わなを主体として町内全域を対象に通年で捕獲を実施する。 ・ニホンザルは、群れの位置情報を把握したうえで、人里に慣れ、山に戻らない群れに対して、箱わな、大型捕獲施設及び銃器により町内

全域を対象に通年で捕獲を実施する。 ・ツキノワグマは、被害防除と被害状況を勘案し、捕獲の必要性が生じた場合、周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなによる捕獲を実施する。また、錯誤捕獲が発生した場合は放獣を検討する。ただし、放獣が困難な場合や市街地出没等により緊急を要する場合は、銃器等による捕獲を実施する。 ・カワウは、被害防除と被害状況を勘案し、捕獲の必要性が生じた場合、銃器による捕獲を実施する。 ・カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ 被害を未然に防止するため、春、秋に予察捕獲を実施する。また、被害状況に応じて、有害捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
侵入防止柵の設置、罠や銃器を使用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生している。 射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率が向上する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
川崎町全域	ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	電気柵 10ha	電気柵 10ha	電気柵 10ha

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ	農業者個人による侵入防止柵の保守点検及び管理	農業者個人による侵入防止柵の保守点検及び管理	農業者個人による侵入防止柵の保守点検及び管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

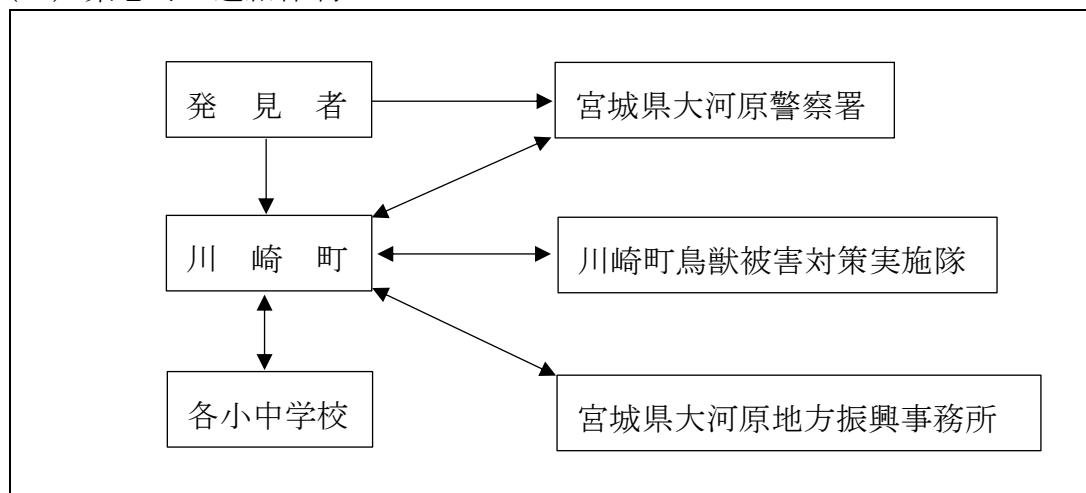
年度	対象鳥獣	取組内容
R 7	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ	有害鳥獣による農地や生活エリアへの接近を防ぐため、放任果樹の除去の推進、環境整備及び追い払い等の実施
R 8	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ	有害鳥獣による農地や生活エリアへの接近を防ぐため、放任果樹の除去の推進、環境整備及び追い払い等の実施
R 9	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ	有害鳥獣による農地や生活エリアへの接近を防ぐため、放任果樹の除去の推進、環境整備及び追い払い等の実施

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
川崎町	被害状況の確認、地域住民・関係機関への注意喚起、捕獲許可等
川崎町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、追い払い
宮城県大河原警察署	被害状況の確認、地域住民への注意喚起、警察官職務執行法に基づく措置（ツキノワグマ等）
宮城県大河原地方振興事務所	指導、助言、捕獲許可（ツキノワグマ（緊急捕獲以外））

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

川崎町有害鳥獣処理施設にて解体し、焼却処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	川崎町農作物防除協議会
構成機関の名称	役割
川崎町	鳥獣被害実態の把握と啓発活動等
みやぎ仙南農業共同組合	被害農家からの情報提供等
川崎町農業委員会	農地等に関する情報提供、助言・指導
宮城県農業共済組合県南支所	被害農家からの情報提供等
大河原農業改良普及センター	鳥獣被害対策等の情報提供、事業推進
各行政区防除協議会長 (各行政区長)	地域住民の協力体制の構築、被害調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所	捕獲許可及び被害防止対策等の協議・連携
宮城県大河原警察署	銃刀法に基づく捕獲活動の安全管理指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

川崎町鳥獣被害対策実施隊 平成27年4月1日発足

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

川崎町農作物防除協議会により、関係機関と連携し、被害対策を実施している。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会と連携して必要な対策を講じる。
